

第 2 部

平成 27 (2015) 年度に 県が実施した主な施策

(注) 本文中の「※番号」は、50～51 ページに注釈を掲載しています。

重点項目

- 少子高齢化による労働力人口の減少が進む中、経済社会の活性化のためには、男女が家庭や地域社会での生活を大切にしながら、働きたい人が安心して働き続けることができるよう、「仕事と家庭の両立に向けた環境の整備」や「多様なライフスタイルを可能にする雇用環境の整備」に取り組みます。

1 働く場における男女共同参画の推進

≪個別目標の状況≫ P. 54 のとおり

(1) 男女の均等な機会と待遇の確保に向けた雇用環境の整備

【具体的施策】

- ・国・県・市町の連携により、労使を始め社会全体に、労働基準法、男女雇用機会均等法等の法令や働きやすい職場づくりに関する周知徹底及び男女が共に個性と能力を發揮しながら働くことができる職場環境の整備促進
- ・男女雇用機会均等法等の周知及び積極的改善措置（ポジティブ・アクション^{※1}）の推進に向けた啓発
- ・自ら問題意識を持って、その人が持つ個性と能力をさらに職場で輝かせたいと思う女性の挑戦の支援
- ・県における平等取扱いと成績主義の原則に基づく女性の管理職への積極的な登用の推進

- 出産・育児と仕事の両立を希望する女性労働者の着実な就業継続を支援するため、「働く女性の就業継続応援事業」を実施し、両立への意識醸成、不安解消のための研修会や個別相談、両立に不安を持つ女性労働者を対象とした企業等への出前講座を実施しました。また、研修受講者の報告会等を実施した企業に対して奨励金を支給しました。（健康福祉局）

<「働く女性の就業継続応援事業」実施状況>

〔研修会の参加状況〕

- ・第1回（広島市）46人 ・第2回（三次市）26人
- ・第3回（福山市）47人 ・第4回（東広島市）25人
- ・第5回（広島市）52人 ● 合計 196人

〔相談〕 ・研修会後の個別相談 14件 ・出前講座 15件

〔奨励金〕 ・支給企業数 42件

(2) 仕事と家庭が両立できる環境の整備

【具体的施策】

- ・ 育児・介護休業法等の周知及び次世代育成支援対策推進法^{※3}に基づく一般事業主行動計画の策定・実施の促進
- ・ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に向けた環境の整備を推進するための啓発
特に、働き方の見直しに向けた事業主及び管理職に対する多様な働き方の導入や働きやすい職場環境の整備に関する啓発
- ・ 男女が共に安心して子育てや介護をしながら働き続けることができるよう、多様なニーズに対応した子育て支援・介護サービス等の充実

- 次世代育成支援対策を総合的に推進していくため、^{※4}「ひろしまファミリー夢プラン」に掲げる施策を積極的に推進しました。
(健康福祉局) (商工労働局)

(具体的な取組)

- ・ 育児・介護休業法等の周知徹底を図るとともに、一般事業主行動計画策定講習会の開催や、両立支援推進員によるフォローアップにより、特に中小企業の次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を支援しました。
(健康福祉局)
- ・ 仕事と家庭の両立に取り組む企業等を登録し、県のホームページ等でその内容を紹介しました。
(登録マーク)

<両立支援企業登録制度等登録状況>

仕事と家庭の両立支援登録企業	1,158 社
男性育児休業等促進宣言登録企業	367 社



また、行政施策の基礎資料とするため、次世代育成支援社会の実現に向けた企業の取組状況等を調査しました。
(健康福祉局) (商工労働局)

- ・ 男女が共に、子育てをしながら安心して働き続けることができるよう、一時預かりや休日保育、病児・病後児保育、^{※5}事業所内保育施設等、多様なニーズに対応した保育サービスの充実を図るとともに、地域子育て拠点事業^{※6}や放課後児童クラブ^{※7}・放課後子供教室^{※7}の設置等「子育てサービス事業」を実施する市町に対し支援を行いました。
(健康福祉局) (教育委員会)

<主な保育・子育てサービス関係事業の実施状況>

(注) ※は平成 26 年度の数値

病児・病後児保育事業	※17 市町	※39 か所
地域子育て支援拠点事業	23 市町	132 か所
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	22 市町	564 か所
放課後子供教室推進事業	17 市町	110 か所

- ・ 看護職員が、健康で働き続けることが可能となるような職場環境づくりを推進するため、(公社)広島県看護協会に委託し、多様な勤務形態導入のための相談窓口の設置や、医療機関に対するアドバイザーの派遣、(一社)広島県病院協会と連携した研修会を実施しました。
(健康福祉局)

<ワークライフバランス推進事業実施状況(看護職員対象)>

相談窓口の設置	相談件数 118件
研修会の開催	参加者数 144人

- ・ 中小企業等に対し、奨励金の支給を通じ、男性が育児休業等を取得しやすい職場環境の整備を促進しました。
(健康福祉局)

<いきいきパパの育休奨励金支給状況> 47社(対象人数52人)

(3) 多様なライフスタイルを可能にする雇用環境の整備

【具体的施策】

- ・ ^{※8}パートタイム労働法、^{※9}労働者派遣法等の周知によるパートタイム労働者や派遣労働者等の適正な処遇、労働条件の確保の推進
- ・ 多様な就業ニーズに対応するための就業支援情報の充実
- ・ 育児、介護等による離職者の再就職に向けた支援の充実
- ・ 働きやすい雇用環境づくりに向けた雇用労働や子育て支援に関する情報提供の充実

- パートタイム労働者や派遣労働者の適正な処遇、労働条件が確保されるよう、パートタイム労働法や労働者派遣法等の周知を図りました。
(商工労働局)
- 母子家庭の母等の仕事と家庭の両立を支援するための職業訓練(知識等習得訓練)を民間教育訓練機関等に委託して実施しました。
(商工労働局)
- 女性医師の出産・育児による離職を防止し、仕事と育児を両立できるよう、医療機関に対し、短時間正規雇用制度等の導入を促進するための費用の一部を助成しました。また、女性医師の復職・育児の悩み等に対応する相談窓口を設け、復職、育児のための総合的な支援を実施しました。
(健康福祉局)

<女性医師等就労環境整備事業実施状況>

女性医師短時間正規雇用導入支援事業	15件
ベビーシッター等活用支援事業	1件
宿直等代替職員活用支援事業	10件
女性医師等復職研修支援事業	0件

- 出産・育児，その他の理由で離職している女性の就職を支援するため，マザーズハローワーク広島に併設したわーくわくママサポートコーナーにおいて，きめ細かい相談対応等を行うとともに，セミナー及びワークショップ等を通じて潜在的に就職を希望している女性の就職活動を後押ししました。また，就職を希望する女性に対して就職に必要な研修を実施するとともに，短期の雇用・就労体験を通じた支援を行いました。（健康福祉局）

<女性の就職総合支援事業実施状況>

女性の就業相談コーナー延利用者	1,474人	(うち就職者 255人)
-----------------	--------	--------------

- 雇用労働情報サイト「わーくわくネットひろしま」や求人・求職データベース「ひろしまジョブサイト」により，求人情報，就職支援情報等の雇用労働に関する幅広い情報を提供しました。

国等と連携して「ひろしましごと館」及び「ひろしましごと館福山サテライト」を運営し，一体的・総合的に全世代の多様な働き方を支援しました。（商工労働局）

ワンストップ雇用労働情報提供システム ～インターネットによる迅速・的確な情報提供～
「わーくわくネットひろしま」(パソコン版, 携帯電話版)

<p>求職者向け 求人情報, U・Iターン, 多様なワークスタイル, 起業支援, 生活支援, 障害者への支援など</p>	<p>学生向け 就職ガイダンス情報, 就業相談窓口, インターンシップ, 求人情報など</p>
<p>労働者向け 労働相談コーナー, 勤労者福祉・福利厚生, 労働大学, 職場における男女均等の取扱いなど</p>	<p>事業主向け 助成金データベース, 職業能力開発, 障害者雇用, 高齢者雇用など</p>

パソコン <http://www.work2.pref.hiroshima.jp/>
携帯サイト <http://www.work2.pref.hiroshima.jp/k/>

(4) 農林水産業及び商工業等の自営業における男女共同参画の推進

【具体的施策】

- ・方針の立案及び決定過程への女性の参画拡大に向けた啓発
- ・男女が対等なパートナーとして互いに協力して経営等に参画するため，市町や関係団体の取組の支援

- 農林水産業や商工業等の自営業において，経営方針等の立案及び決定過程への女性の参画が促進されるよう，様々な機会を通じて啓発を行うとともに，商工会議所等の女性部活動事業に対する支援や農山漁村地域の女性団体等の取組・活動状況の広報を行いました。

(環境県民局) (商工労働局) (農林水産局)

(5) 女性の起業・経営活動に向けた環境の整備

【具体的施策】

- ・ 技術・経営管理能力の向上を図るための取組の支援
- ・ 経営相談等のニーズに適切に対応するための指導・相談体制の充実
- ・ 低利融資制度の運用による起業や経営活動の支援
- ・ 集落法人において農業経営の多角化・複合化等の「6次産業化」を行うことによる経済的自立の促進
- ・ 市町や農林漁業関係団体が整備する農林水産業施設のユニバーサルデザイン化に向けた働きかけ

- 小規模事業者の技術・経営管理能力の向上を図るため、広島県商工会連合会が事業者の要請に応じて専門家を派遣する取組や、商工会議所等が経営指導員の資質向上を図るために実施する研修を支援しました。(商工労働局)

2 地域社会活動における男女共同参画の推進

≪個別目標の状況≫ P. 54 のとおり

(1) 政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画の促進

【具体的施策】

- ・ 様々な分野で政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画に向けた積極的な取組を推進するための啓発
- ・ 県の行政委員会及び審議会等委員への女性の積極的登用
- ・ 市町の行政委員会及び審議会等委員など、政策・方針の立案及び決定過程への女性の参画促進に向けた働きかけ
- ・ 政策・方針の立案及び決定過程に参画できる人材の育成や情報提供などの支援策の充実

- 政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画の機会の確保に向けて積極的な取組が推進されるよう、様々な機会を通じて啓発を行いました。

また、市町の行政委員会・審議会等委員などにおいても、政策・方針の立案及び決定過程への女性の参画が促進されるよう機会をとらえて啓発を行ったほか、政策・方針決定の場に参画できる人材を育成するために^{※10}(公財)広島県男女共同参画財団が実施する「エソールひろしま大学」の運営を支援しました。(総務局)(環境県民局)(教育委員会)(警察本部)

<エソールひろしま大学（基礎講座）修了者数等>

区 分	総数（人）		広島校（人）		福山校（人）		開講期間
	受講者数 （うち男性）	修了者数 （うち男性）	受講者数 （うち男性）	修了者数 （うち男性）	受講者数 （うち男性）	修了者数 （うち男性）	
第10期	33 (5)	27 (2)	33 (5)	27 (2)			平成27年8月～10月
第1～10期 累 計	524 (70)	472 (60)	425 (60)	376 (51)	99 (10)	96 (9)	福山校は第6期まで

<エソールひろしま大学（応用講座）修了者数等>

区 分	総数（人）		開講期間	備考
	受講者数 （うち男性）	修了者数 （うち男性）		
地域リーダー 養成講座	18 (2)	11 (1)	平成27年10月～28年2月	
男性講座 男性管理職	22 (22)		平成28年2月4日（木）	男性対象講座
男性講座 介 護	18 (18)		平成28年2月13日（土）	男性対象講座 ※パートナーとペアで受講可
男性講座 ワーク・ライフ・バランス	12 (12)		平成28年2月20日（土）	男性対象講座
管理職講座	20 (8)		平成28年11月10日（火）	

<エソールひろしま大学（専科）修了者数等>

区 分	総 数（人）		開 講 期 間	備 考
	受講者数 （聴講生数）	修了者数		
第8期	12 (3)	6	平成27年1月～6月	第1～6期の受講対象者は女性のみ。第7期及び第8期は、男性も聴講生として受講している。 平成27年6月事業終了。
第1～8期 累 計	125 (29)	107	平成19年7月～平成27年6月	

(2) 地域社会活動における男女共同参画の推進

<p>【具体的施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域づくりを担うボランティア、^{※11}NPO、住民自治組織等の活動推進のための情報提供や相談支援体制の充実 ・男女の地域づくりへの参画を促進するための積極的な情報提供 ・地域における方針決定過程への女性の参画を促進するための啓発
--

- 平成25(2013)年度から、主体的に社会貢献活動を行っているNPO、企業、大学等が連携して、事例発表や展示ブースにより活動紹介を行いながら、多様な主体が交流しました。（環境県民局）

<NPO等自立促進事業の主な実施状況>

「たちまち全員集合」（ひろしまNPO大賞表彰式）	参加者数 160人
--------------------------	-----------

- 住民自治活動の活性化のため、国の集落支援員・地域おこし協力隊制度の普及啓発に努めました。（地域政策局）

3 男女共同参画の推進に向けた体制の整備

≪個別目標の状況≫ P. 54 のとおり

(1) 県の推進体制の充実等

【具体的施策】

- ・各部局の連携による男女共同参画社会の実現に向けた積極的かつ総合的な施策の推進
- ・施策の推進に当たっての目標値の設定及びその検証
- ・男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究の実施

○ 男女共同参画社会の実現に向けて、各部局の緊密な連携の下に、「広島県男女共同参画基本計画（第3次）」（第3部 53 ページ参照）に掲げる施策を積極的に推進しました。

この第3次計画に掲げる具体的施策の推進期間が平成 27（2015）年度で終了することから、具体的施策の見直しなど、「広島県男女共同参画基本計画（第3次）」の改定を行うこととし、「広島県男女共同参画条例」（資料編 83～84 ページ参照）の規定に基づき、計画に盛り込む事項について、広島県男女共同参画審議会（資料編 85 ページ参照）に諮問しました。

県民からの意見募集の結果を踏まえて調査・審議が行われ、取りまとめられた広島県男女共同参画審議会の答申の内容を反映させ、「広島県男女共同参画基本計画（第4次）」（3 ページ参照）を策定しました。（環境県民局）

<広島県男女共同参画審議会開催状況>

開催日	審議事項
平成 27 年 4 月 17 日（金）	(1) 広島県男女共同参画基本計画（第4次）策定について (2) 今後の男女共同参画に関する施策等について
平成 27 年 9 月 11 日（金）	
平成 27 年 12 月 25 日（金）	
平成 28 年 3 月 14 日（月）	

(2) 広島県女性総合センター機能の充実・強化

【具体的施策】

- ・男女共同参画社会づくりの中核的拠点施設としての各種事業の充実及び新たなニーズに対応した先駆的事业の実施
- ・NPO、大学、企業等と連携・協働した男女共同参画の取組の推進
- ・県内市町男女共同参画センターと連携した取組の推進及び県立センターとしてのコーディネート機能の充実強化

○ 広島県女性総合センター「エソール広島」において、（公財）広島県男女共同参画財団が実施する情報・研修・相談・交流・チャレンジ支援の5部門を柱とする各種事業を支援しました。（環境県民局）

(3) 市町等との連携強化・取組支援

【具体的施策】

- ・ 先進的取組事例の提供などによる市町の取組に対する積極的な支援
- ・ NGO, NPO, ボランティアへの活動交流場所の提供とこれらの団体と連携・協働した男女共同参画社会実現に向けた取組の推進

- 地域の実情に応じた男女共同参画に関する主体的な取組を促進するため、市町、関係団体及び企業の男女共同参画担当者等を対象に、先進的取組事例の紹介等を行う男女共同参画研修会を開催しました。また、市町における男女共同参画推進の機運醸成を図るため、市町（坂町）と連携して講演会を開催しました。（環境県民局）
（市町における取組の詳細は、第5部 77～82 ページ参照）

<男女共同参画研修会開催状況>

第1回 「女性活躍とワーク・ライフ・バランス ～組織はどう取り組めばよいか～」

開催日：平成27年6月4日（木）

開催地：広島市 [エソール広島]

参加者数：160人

内容：講演「女性活躍とワーク・ライフ・バランス ～組織はどう取り組めばよいか～」

講師：脇坂明さん（学習院大学経済学部 教授）

第2回 特別講演会「子育て支援・男女共同参画」尾木直樹氏講演会

開催日：平成27年12月5日（土）

開催地：坂町 [Sunstar Hall (サンスターホール)]

参加者数：888人

内容：講演「尾木ママ流 共感子育て」

講師：尾木直樹さん（教育評論家，法政大学教職課程センター長・教授）

重点項目

- 様々な立場の人に男女共同参画の理解を深めてもらえるよう、多様な機会を通じた「男女共同参画に関する広報・啓発」に積極的に取り組みます。

1 男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実

≪個別目標の状況≫ P. 55 のとおり

【具体的施策】

- ・ 多様な機会や情報手段による男女共同参画に関する理解を深めるための広報・啓発
特に、男性や若い世代の理解を深める広報・啓発
- ・ 人権に対する配慮を欠く取扱いの防止に向けた、インターネット等を含む各種メディアの自主的な取組に係る啓発
- ・ 情報を主体的に収集、判断、発信等できる能力の必要性に関する啓発及び学校における情報教育の充実
- ・ 県における男女共同参画の視点に立った広報紙・出版物等の発行

- 男女共同参画に関する県民の理解が深まるよう、男女共同参画週間や人権啓発フェスティバルでパネル展示等を実施するなど、各種研修会、セミナー等の機会を通じて啓発を行ったほか、県ホームページ、広報誌等による広報活動を実施しました。(環境県民局)

男女共同参画週間【毎年6月23日～29日】

(内閣府等男女共同参画推進本部構成府省庁主唱。平成13年度から実施)

平成27(2015)年度の標語

「地域力×女性力＝無限大の未来」

平成28(2016)年度の標語

「意識をカイカク。男女でサンカク。社会をヘンカク。」



<男女共同参画週間関連行事>

- ・ 啓発資料等展示

県立図書館：平成27年6月9日(火)～28日(日)

広島市まちづくり市民交流プラザ：平成27年6月29日(月)～7月9日(金)

2 男女共同参画を推進する教育と学習機会の充実

≪個別目標の状況≫ P. 55 のとおり

(1) 男女共同参画を推進する教育の充実

【具体的施策】

- ・ 男女共同参画について理解し、だれもお互いの個性や意思を尊重するための子どもの発達段階に応じた教育の充実
- ・ 小・中・高等学校等におけるキャリア教育の充実

- 児童生徒がキャリア教育に関する学習内容等を記録する「わたしのキャリアノート」の活用を推進するなど発達段階に応じた系統的なキャリア教育を推進しました。(教育委員会)

(2) 生涯を通じた学習機会の提供

【具体的施策】

- ・ 男女共同参画に関する理解を深めるための生涯にわたる多様な学習機会の提供
- ・ 男女が様々な分野での活動に主体的に参画できるような学習の機会の提供
- ・ 男女共同参画に関する学習情報の提供や学習相談への対応等の学習支援体制の整備

- 地域における男女共同参画の機運醸成を図るため、市町や地域団体等からの依頼による研修事業を実施する(公財)広島県男女共同参画財団を支援しました。(環境県民局)

(3) 研修の充実・支援

【具体的施策】

- ・ 県職員の男女共同参画に関する理解を深めるための管理職、一般職等職務に応じた研修の実施
- ・ 市町職員の男女共同参画に関する理解を深めるための市町と連携した研修の機会の提供
- ・ 男女共同参画に関する理解を深めるための事業主に対する研修や企業が実施する研修の支援

3 家庭における男女共同参画の推進

《個別目標の状況》P. 55 のとおり

【具体的施策】

- ・家族が互いに尊重し協力し合い、家族の一員として家事や育児、介護などの責任を果たすための多様な啓発
- ・男性の家事や育児、介護などへの参画を支援するための学習機会の提供、具体的なモデルや成果の啓発
- ・子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会の情報提供などの支援
- ・子どもと家庭に関する相談支援体制の充実
- ・多様な主体の協働による子育て支援の促進やニーズに応じた子育て支援サービスの提供等次世代育成支援対策の計画に基づく市町の取組の促進などの子育て支援体制の充実

- 経済団体・県・^{※12}(公財) ひろしまこども夢財団で構成する「こども未来づくり・ひろしま応援隊」による「子育て応援イクちゃんサービス」など、企業等による子供と子育てにやさしい取組を推進しました。(健康福祉局)

「子育て応援イクちゃんサービス」の概要

対 象 乳児・幼児・小学生のいる家庭

サービス内容 企業・店舗ごとにいろいろなサービスを設定
(料金の割引やポイントアップ、子供にやさしい施設の提供等)

サービスの提供 子供連れで来店・来所の場合
子供連れでない場合には、Kids☆めるまが(※)から送信される「イクちゃん」の画像を提示すれば同様のサービスが受けられる。

Kids☆めるまがとは、(公財)ひろしまこども夢財団が実施している会員制のサービスで、12歳以下の子供の保護者等を対象に、携帯電話のメール機能を活用して子育てに役立つ情報を送信するもの(無料)

登録店舗数 6,305店舗(H28.3末)

参加企業等の情報提供及びPR等

- ・サービスへの参加を示すステッカーを企業や店舗等に交付
- ・専用ホームページ及び携帯サイト等で、企業や店舗等のサービス内容を紹介
<http://www.ikuchan.or.jp/service/> (携帯・スマートフォンも同じ)



ステッカーイメージ

- 児童虐待・DV対策等総合支援事業費を活用して、市町が実施する^{※13}地域子育て支援拠点の整備への助成を行うとともに、これらの拠点が広く活用されるよう、市町と連携して広報や機能の充実に努めました。(健康福祉局)

1 生涯を通じた健康と自立の支援

≪個別目標の状況≫ P.55 のとおり

(1) 生涯を通じた健康対策の推進

【具体的施策】

- ・ 思春期，妊娠・出産期，成人期，高齢期等各ステージにおける性別に対応できる医療及び健康づくり対策の実施
- ・ 女性が妊娠・出産後も安心して働き続けることができる母性保護と母性健康管理対策の推進
- ・ HIV/エイズ，性感染症，薬物乱用などの実態を踏まえた対策の推進
- ・ 不妊相談等支援体制，周産期医療体制及び小児医療体制の充実

○ 男女が共に生涯にわたって健康を享受できるよう，県民の主体的な健康づくりを支援する「ひろしま健康づくり県民運動」を展開するとともに，健康な暮らしを応援する情報サイト「ひろしま健康ネット」を通じた情報発信を行うなど，生活習慣病の予防をはじめとする県民の健康づくり対策を推進しました。 (健康福祉局)

○ 女性が妊娠・出産後も安心して働き続けることができるよう，市町が実施する出産前後のケア等を支援するなど，母性保護・母性健康管理対策を推進するとともに，周産期医療体制及び小児救急医療体制の充実を図りました。 (健康福祉局)

○ 子どもを望む夫婦が，希望する妊娠，出産を実現できるよう，不妊治療等支援体制及び専門的相談支援体制の充実を図りました。 (健康福祉局)

○ ハイリスクの分娩・出産及び新生児医療を担う，総合・地域周産期母子医療センターの運営に対する補助を行いました。 (健康福祉局)

総合・地域周産期母子医療センター数	3か所
-------------------	-----

○ 県内の高等学校において，専門家（医師，助産師）による出前講座を実施し，将来を担う若者世代が，妊娠，出産，不妊等に関する正しい知識を持ち，将来自らが希望するライフプランを実現できるよう支援しました。 (健康福祉局)

出前講座実施回数	40校（受講者数10,341人）
----------	------------------

○ 市町の保健師・企業の健康管理担当者等に対し，肝炎に関する研修を実施し，身近な立場から肝炎ウイルス検査の受検勧奨及び陽性者に対する受診勧奨等を行う「ひろしま肝疾患コーディネーター」を養成し，相談体制の充実を図りました。 (健康福祉局)

(2) だれもが安心して暮らし、自立できるための支援

【具体的施策】

- ・高齢者が知識や経験を生かし、生きがいをもって社会参画ができるための情報提供や普及啓発、人材養成の実施
- ・高齢者の生活支援、介護予防、介護のニーズに総合的に対応する体制の整備及び障害者が住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるための支援
- ・ひとり親家庭の状況に応じた就業等支援体制や経済的支援の充実
- ・求職者の就業に向けた支援の充実
- ・外国籍県民が言葉や生活習慣の違いから生じる課題を解決するための情報提供や相談支援体制の充実
- ・防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画の推進
- ・多様で幅広い消防団の活動促進のための女性消防団員の確保に向けた広報・啓発の実施

○ ^{※14}「第6期ひろしま高齢者プラン」に基づき、高齢者の社会参画の促進に向けた普及啓発や学習・体験機会の提供等を行うとともに、高齢者の生活支援、介護予防、介護のニーズに総合的に対応する体制の整備に努めました。(健康福祉局)

○ 認知症患者と家族に対する支援の充実を図るため、早期からの専門的な医療の提供、専門医療相談及び介護との連携を行う「認知症疾患医療センター」を運営するとともに、同センターに、医師や専門職が患者の自宅を訪問して支援する「認知症初期集中支援チーム」を市町と連携して設置するなど、認知症の早期発見・早期対応に向けた支援の仕組みづくりを行いました。
また、県民の認知症への理解促進を図るため、市町等と連携して、世界アルツハイマーデー(9月21日)からの1週間を「オレンジリング週間」として位置付け、普及啓発イベントを実施しました。(健康福祉局)

○ 障害者が地域で安心して自立した生活ができるよう、^{※15}「広島県障害者プラン」を推進するとともに、^{※16}「第4期広島県障害福祉計画」に基づき、障害福祉サービス等の提供体制の整備に努めました。(健康福祉局)

○ 仕事と家事や子育ての負担を一人で担うひとり親家庭の親の在宅就業を支援するため、「在宅就業支援センター」を設置し、eラーニングや集合研修による職業訓練を行い、訓練受講者に対して訓練手当を支給しました。

また、在宅就業に適した業務の開拓を行うことにより、訓練修了者に対して安定的に在宅就業業務を供給し、収入増による生活の安定と自立支援を図りました。(健康福祉局)

<ひとり親家庭ITスキルアップ就業支援事業実施状況>

項目	対象者	人数	
職業訓練の実施	母子家庭の母, 父子家庭の父及び寡婦	訓練開始人数	1～5期 395人
		訓練終了人数	1～5期 371人

○ 女性の消防団員の加入が促進されるよう、市町や消防機関と連携して、ポスターやパンフレット等を活用した普及啓発を行いました。(危機管理監)

2 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進

(1) 配偶者等からの暴力を防止し、被害者を保護するための取組の推進

【具体的施策】

- ※17 DV防止法の周知徹底による配偶者等からの暴力の防止に向けた啓発
- 専門相談員の育成，市町相談窓口の拡充，設置場所の情報提供等被害者が安心して相談することができる相談支援体制の充実
- 被害者の保護・自立支援体制の充実と関係機関の連携強化
- 民間シェルターへの一時保護委託など民間団体との提携による被害者の支援

- 「DV防止法」の周知徹底を図るとともに，相談・自立支援体制を充実させるため，被害者保護のための情報提供や暴力防止に向けた啓発等を実施しました。また，西部こども家庭センターにおいて，休日・夜間の電話相談に対応したほか，被害者の安全を確保するための一時保護や弁護士等の専門家による被害者の支援を行いました。（健康福祉局）

<こども家庭センターにおける相談状況>

相談受付件数	6,249件
（うち暴力逃避）	(2,619件)
一時保護件数	97件
（うちDV）	(75件)

- DV防止法第2条の3の規定によって策定した※18「広島県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(第2次)」に基づき，DVのない社会の実現をめざして諸施策を推進しました。（健康福祉局）
- ※19「配偶者からの暴力」関係機関連絡会議を開催し，行政及び民間が担うべき役割等について関係機関・団体間の意見交換を行うとともに，相互の連携を強化しました。また，民間団体と連携し，DV防止，DV被害者支援等に関する普及啓発活動及び各種研修を実施するとともに，DV被害者に対する相談活動等の長期的なケア事業を行いました。（健康福祉局）
- 市町における※20「配偶者暴力相談支援連絡会」の立上げや被害者支援ネットワークの構築を支援しました。（健康福祉局）

※21
(2) セクシュアル・ハラスメント等女性に対するあらゆる暴力を防止するための取組の推進

【具体的施策】

- ・職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進及び学校、地域社会等のあらゆる分野におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた啓発
- ・ストーカー行為に対する取締強化及び防止に向けた啓発
- ・性犯罪、売買春に対する取締強化及び防止に向けた啓発。特に児童買春、児童ポルノの撲滅に向けた取組の推進
- ・女性に対するあらゆる暴力にかかわる相談体制・一時保護体制の整備及び専門相談員の育成
- ・被害者が相談しやすい環境の整備及び社会復帰支援の充実
- ・女性に対する暴力の発生を防ぐ安全・安心なまちづくりの推進

- 職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策を推進するとともに、学校、地域社会等のあらゆる分野におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた啓発を行いました。

とりわけ、児童生徒に対する体罰、セクシュアル・ハラスメントへの早期対応や未然防止に向けて、教育委員会、教育センター及び学校に体罰、セクシュアル・ハラスメント相談窓口を設置し、児童生徒等からの相談に対応しました。

(総務局) (環境県民局) (健康福祉局) (教育委員会) (警察本部)

- ※22 ストーカー規制法やDV防止法等、男女間のあらゆる暴力の防止等に関する法律や制度の普及啓発を行うとともに、関係職員の研修を実施するなど、相談体制の充実を図りました。

(健康福祉局) (警察本部)

3 男女共同参画の視点に立った国際活動の推進

【具体的施策】

- ・男女共同参画の視点に立った国際交流・国際協力・平和貢献を推進するための環境整備
- ・国際社会における女性を取り巻く現状や男女共同参画に関する国際的な取組指針などの情報の収集・提供

- 男女共同参画の視点に立った国際交流・国際協力を推進するため、男女共同参画に関する国の動向や広島県の取組等の情報を、関係団体等に幅広く提供しました。(環境県民局)

- ※1 **積極的改善措置（ポジティブ・アクション）**：男女間の参画の機会の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。特に雇用の分野では、男女労働者の間に事実上生じている差がある場合、それを解消するために企業が行う自主的かつ積極的な取組のことをいう。
- ※2 **育児・介護休業法（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律）**：少子化対策の一環として、平成4（1992）年に施行された育児休業法に介護休業制度を導入して平成7（1995）年に制定、平成11（1999）年4月から全ての事業所を対象に施行。平成13（2001）年には休業の申出や取得を理由とする不利益取扱いの禁止、平成16（2004）年には育児・介護休業の対象労働者の拡大や子の看護休暇制度の創設、平成21（2009）年には子育て中の短時間勤務制度及び所定外労働の免除の義務化や子の看護休暇制度の拡充、父親の育児休業の取得促進等を盛り込んだ改正が行われた。また、平成28年（2016）年には介護休業の分割取得及び介護休暇の取得単位の柔軟化、介護のための所定外労働時間の短縮措置等の改正（平成29年1月1日施行）が行われた。
- ※3 **次世代育成支援対策推進法**：地方公共団体及び一定の事業主に対して、次世代育成支援対策（少子化対策）を平成17（2005）年度から10年間で集中的・総合的に推進するための事業主行動計画の策定を義務付けた法律。なお、平成23年（2011）4月から、義務付けとなる企業規模が、常時雇用する労働者101人以上に拡大され、平成27（2015）年4月から法律の有効期限が10年間延長された。
- ※4 **ひろしまファミリー夢プラン**：少子化対策としての結婚・妊娠、出産支援や保育・子育て環境の整備、仕事と子育ての両立支援、社会的養護が必要な児童・家庭の支援、乳幼児期の教育・保育などの施策を切れ目なく総合的に推進するため策定したプラン。子ども・子育て支援法に基づき都道府県が定めることとされている「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」、次世代育成対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」、「ひとり親家庭等自立促進計画」、「子どもの貧困対策計画」、「母子保健計画」及び「幼児教育実施計画」としても位置付けられている。
- ※5 **事業所内保育施設**：子育てを行う従業員が安心して働き続けられるよう、企業等が従業員の子供を対象として事業所内や隣接地に設置する保有施設。
- ※6 **放課後児童クラブ**：児童福祉法に基づいて保護者が就労等により昼間家庭にいない、小学校就学の児童を対象に、放課後や長期休業期間等に児童館や学校の余裕教室、公民館等を利用して、適切な遊びや生活の場を与えて健全な育成を図るもの。
- ※7 **放課後子供教室**：安全・安心な子どもの活動拠点を設け、地域住民の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動、交流活動等の取組を推進するもの。
- ※8 **パートタイム労働法（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律）**：適正な労働条件の確保、その他の雇用管理の改善により、短時間労働者の能力発揮と福祉を図るため、平成5（1993）年に制定。平成19（2007）、24（2012）年に改正が行われ、平成24（2012）年の改正では、通常の労働者との均等・均衡待遇の確保、雇用管理の改善を図る内容の改正が行われた。
- ※9 **労働者派遣法（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律）**：労働者派遣事業の適正な運営と派遣労働者の保護や雇用の安定を図るため、昭和60（1985）年に制定。平成24（2012）年に日雇派遣の禁止など事業規制の強化、派遣労働者の無期雇用化や待遇の改善等を盛り込んだ改正が行われた。
- ※10 **（公財）広島県男女共同参画財団**：男女共同参画社会づくりを推進するため、昭和63（1988）年に県と女性団体が設立した公益財団法人。
- ※11 **（公財）ひろしま子ども夢財団**：安心して子供を生育できる環境づくりを民間の立場から推進するため、平成8（1996）年2月に県が設立した公益財団法人。
- ※12 **NPO（Non Profit Organization）**：民間非営利組織。継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。
- ※13 **地域子育て支援拠点**：育児不安等についての相談を受けたり、子育てサークル等の活動の拠点となる施設。

- ※14 **第6期ひろしま高齢者プラン**：老人福祉計画と介護保険事業支援計画を一体化し、本県において必要とされる高齢者福祉サービス及び介護サービスの整備目標と提供体制等を定めたもので、市町の老人福祉計画及び介護保険事業計画の達成を支援する計画。計画期間：平成 27 (2015) ～29 (2017) 年度。
- ※15 **広島県障害者プラン**：障害者の生活全般に関わる幅広い施策の一層の展開を図るため、障害者施策の基本的方向と推進方策及び福祉サービスの目標等を定めたもので、基本計画及び重点実施計画が一体となったプラン。計画期間：平成 26 (2014) ～30 (2018) 年度。
- ※16 **第4期広島県障害福祉計画**：障害者自立支援法（現在の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律）に基づき、国の基本指針に即して、市町の障害福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から、障害福祉サービス等の提供体制が計画的に整備されるよう定めた計画。計画期間：平成 27 (2015) ～29 (2017) 年度
- ※17 **DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）**：配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援の体制を整備することにより、配偶者からの暴力を防止し、被害者の保護を図るため、平成 13 (2001) 年に施行。被害者からの申立てにより、地方裁判所が加害者を引き離すための「保護命令制度」が創設された。命令に違反した場合は罰則が適用される。平成 16 (2004) 年には、保護命令制度の拡充（被害者と同居する子への接近禁止命令等）や配偶者からの暴力の定義の拡大、平成 19 (2007) 年には保護命令制度の拡充（生命・身体に対する脅迫を受けた被害者による申立て等）や市町における基本計画策定の努力義務、平成 25 (2013) 年には対象の拡大（生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者に対する準用）の改正が行われた。**DV（ドメスティック・バイオレンス）**とは、夫やパートナー等からの身体的、経済的、性的、精神的暴力等をいう。
- ※18 **配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（第2次）**：DV防止法第2条の3第1項の規定に基づく基本計画。計画期間：平成 23 (2011) ～平成 27 (2015) 年度。
- ※19 **「配偶者からの暴力」関係機関連絡会議**：行政機関や民間団体等の関係機関が連携して、配偶者からの暴力被害者に対する支援を行うことを目的として平成 13 (2001) 年 10 月に設置。平成 14 (2002) 年 10 月には、関係機関との連携をより緊密にし、きめ細やかな相談・支援を行うため、県内を3地域（西部・東部・北部）に分け、各地域ごとにブロック別連絡会議を設置。
- ※20 **配偶者暴力相談支援連絡会**：DV被害者の相談から自立まで関係機関の認識の統一を目的とする市町内部等の連携組織。平成 27 (2015) 年度末までに、県内で8市5町が設置。
- ※21 **セクシュアル・ハラスメント**：性的嫌がらせ。他の者に対して、その意に反した言動を行うことにより、当該者の生活環境を害して不快な思いをさせること、性的な言動を受けた者の対応により当該者に不利益を与えること。男女雇用機会均等法においては、「相手の意に反した性的な言動を行い、それに対する対応によって、仕事をする上で一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること」をいう。
- ※22 **ストーカー規制法（ストーカー行為等の規制等に関する法律）**：年々増え続けるストーカー行為を処罰し、規制するため、平成 12 (2000) 年に施行。「つきまとい行為等」についての警察本部長等による警告や公安委員会が発する禁止命令による規制及び「ストーカー行為」や「禁止命令違反」に対する罰則を規定。また、被害防止のため自ら対処しようとしている被害者の申出に応じて、警察本部長等が自衛措置の教示等の援助を行うことも規定している。